

## 【アンチ・ドーピングに関する注意事項】

1. 本競技会は、日本アンチ・ドーピング規程に基づくドーピング・コントロール対象大会です。
2. 本競技会参加者(18歳未満の競技者を含む。以下同じ)は、競技会にエントリーした時点で日本アンチ・ドーピング規程に従い、ドーピング・コントロール手続の対象となることに同意したものとみなします。18歳未満の競技者については、本競技会への参加により親権者の同意を得たものとみなします。
3. 本競技会に参加する18歳未満の競技者は、親権者の署名した同意書を大会に持参し携帯して下さい。親権者の同意書フォームは、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(JADA)のウェブサイトからダウンロードできます。  
親権者同意書フォーム <https://www.playtruejapan.org/jada/u18.html>  
18歳未満の競技者は、ドーピング検査の対象となった際に、親権者の署名が記載された当該同意書を担当検査員に提出して下さい。なお、親権者の同意書の提出は18歳未満時に1回のみです。当該同意書提出後に再びドーピング検査の対象となった場合は、すでに提出済みであることをドーピング検査時に申し出て下さい。ドーピング検査会場において親権者の同意書の提出ができない場合には、検査後の7日以内にJADA事務局へ郵送にて提出して下さい。親権者の同意書の提出がなかった場合でも、ドーピング・コントロール手続に一切の影響がないものとします。
4. 本競技会参加者は、本競技会において行われるドーピング検査(尿・血液等検体の種類を問わず)を拒否又は回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等の個人的諸事情によりドーピング検査手続を完了することができなかった場合など、いずれもアンチ・ドーピング規則違反となる可能性があります。アンチ・ドーピング規則違反と判断された場合には、日本アンチ・ドーピング規程に基づき制裁等を受けることになるので留意して下さい。
5. 競技会・競技会外検査問わず、血液検査の対象となった競技者は、採血のため競技/運動終了後2時間の安静が必要となるので留意して下さい。
6. 日本アンチ・ドーピング規程の詳細内容およびドーピング検査については、JADAウェブサイトでご確認下さい。  
JADAウェブサイト <https://www.playtruejapan.org/>  
JADAアスリートサイト <https://www.realchampion.jp/>

補記：上記以外の具体的な注意事項

- A. アンチ・ドーピング基本理念に則り競技者に課せられた責務として、自己が摂取又は使用する食品・サプリメント・薬品等についての責任は出場者自身が負わなければなりません。  
薬品類についての問い合わせ <https://www.playtruejapan.org/medical-staff/medicine/>
- B. 医師の治療にかかる際は、禁止物質や禁止方法を使用してはならないという自己の責務を伝え、自己に施される治療がアンチ・ドーピング規則に違反しないことを確認しなければなりません。  
治療に関する医療従事者サイト <https://www.playtruejapan.org/medical-staff/>
- C. 競技会検査対象大会の参加者で治療のため禁止物質や禁止方法を使用する必要がある場合は、予めJADAにTUE(治療使用特例)を申請し承認を得ておかなければなりません。  
TUE取得条件・申請に関するアスリートサイト <https://www.realchampion.jp/what/health/tue/>  
TUE取得条件・申請に関する医療従事者サイト <https://www.playtruejapan.org/medical-staff/request/>
- D. 競技会検査対象大会と公表されていなくても、「全日本レベルの大会」は全てドーピング・コントロール対象大会である為、大会終了直後を含めた随時に競技会外検査が参加者に実施される場合があり、これを拒否又は回避することは制裁等の対象となります。予めJADAにTUEを申請し承認を得ておく必要はありませんが、検査が実施されて陽性となった場合にJADAへの事後のTUE申請「遡及的TUE申請」対応が求められ、結果が承認されない場合には制裁等の対象となる為、自身への治療がTUE取得条件を満たしていることを主治医に確認する等の準備が必要となります。
- E. 検査対象者は上位入賞者に限らず、ランダムに複数名が抽出されます。

参考：競技者の責務について < [日本アンチ・ドーピング規程 抜粋](#) >

24.2 いつでも検体採取に応じること。

24.3 アンチ・ドーピングとの関連で、自己の摂取物及び使用物に関して責任を負うこと。

24.4 禁止物質及び禁止方法を使用してはならないという義務を負っていることを医療従事者に対して自らが伝達するとともに、自らが受ける医療処置についても、本規程に基づき導入されたアンチ・ドーピング規範及び規則に対する違反に該当しないようにすること。

[日本アンチ・ドーピング規程](#) <https://www.playtruejapan.org/code/provision/japan.html>

※ 日本アンチ・ドーピング規程は、世界アンチ・ドーピング規程に規定されている各条項に基づいて作成された日本国内におけるアンチ・ドーピング規則です。また、日本アンチ・ドーピング規程では、WADA が定めている国際基準に基づき活動を展開することが規定されています。

日本アンチ・ドーピング規程では、日本オリンピック委員会、日本パラリンピック委員会、日本スポーツ協会、JADA に加盟する国内競技連盟、都道府県スポーツ協会に適用され、各組織の役割と責務を規定しています。また、個人の立場から見ると、国内競技団体に所属していたり、国内競技団体の主催する活動や競技大会に参加することによって、アスリートやサポートスタッフにも日本アンチ・ドーピング規程が適用される構造になっています。